

平成24年度（第1回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日 時 平成24年8月27日（月） 午後1時30分
2. 会 場 市役所駅南庁舎 地階第5会議室
3. 出席者
 - 委 員 岡崎会長、大西委員、山田委員、山崎委員、尾崎委員、今井委員、本多委員、松浦委員、池田委員、中尾委員、山本（真）委員、藤原委員
 - 鳥取市 事務局 井上部長、小林課長、岡本参事、森山課長補佐、西村主査兼賦課係長、清水主査兼給付係長、中川主任、森下保健医療福祉連携課長、高橋徴収課長

4. 会議状況

発 言 者	発 言 内 容 (要 旨)
事務局 局長 部長 事務局	<p>(開会) (あいさつ) (あいさつ) 会議に先立ちまして、委員の変更がありましたので新委員を御紹介いたします。 (被用者保険代表の藤原委員を紹介。) 本日の会議は、委員17名のうち12名が出席ですので、会議は成立することを報告します。 また、本協議会の議事録をホームページで公開することを御承知下さい。これ以降の日程につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それではこれから議事に入りますが、はじめに議事録署名委員を本多委員と藤原委員にお願いしたいと思います。 それでは議事に入ります。 「平成23年度鳥取市国民健康保険費特別会計歳入・歳出決算について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 局長 委員	<p>(資料1に基づき説明) ただいまの説明について、質問や意見があればお願いします。 資料16ページのジェネリックの使用割合の増加について、比較の対象はどのようになっていますか。</p>
事務局 委員	<p>8月通知のものは、4月の診療データに基づいて送付しており、その中で9月診療の際にジェネリック医薬品に変更した人となっています。 その月の効果の高い人に通知ということであれば、前に送ったかどうかは関係ないのでしょうか。 診療月で効果の高い人から通知しており、2回目の通知をさせていただくケースもあります。</p>
事務局 委員	<p>特定健診の実績は、年度ごとのものが書かれていますが、23年度はまだ上がるのでしょうか。</p>
事務局	<p>11月に確定することとなりますが、ほぼ、記載している数字になると考えています。</p>

発言者	発言内容(要旨)
委員	<p>催告センターからの架電件数、差押えの件数、金額、インターネット公売の内容について教えてください。</p>
事務局	<p>催告センターからの電話催告では、現年で7, 162件、滞納で2, 041件、併せて9, 203件となっています。</p> <p>差押えは122件、差押額4, 100万円余りで充当額は500万円ほどとなっています。</p> <p>インターネット公売については、10万円に満たない状況となっていますが、リトグラフや宝石などについて実施しています。</p>
委員	<p>差押え件数は平成22年度よりも増えていますか。</p>
事務局	<p>平成22年度は41件であり、増えています。</p>
委員	<p>滞納者の理由としてはどのようなものとなっていますか。</p>
事務局	<p>医療機関にかからないので保険証はいらぬというような理屈で保険料を払わないケースやどうしても連絡がつかないなど、様々なケースがあります。滞納処分は、納付相談をしていく中で一つの手法として実施しています。</p> <p>平成23年度には、収納対策の強化を目指し、ノウハウを持つ職員を配置したところであり、納付相談を進めることにより、滞納処分に至る場合も増えましたが、収納率の向上にも結び付いたものと考えています。</p>
委員	<p>短期保険証の発行は増えていますか。</p>
事務局	<p>短期保険証は、納付相談を受けながら分納などをしていただいている人に交付しています。全く連絡がつかなくなったりすると資格証の対象になってきます。納付相談などを行ってきた結果、平成23年度は前年に比べて150件ほど増えています。資格証の対象者は逆に減っているという状況です。</p>
委員	<p>裁判などに訴えて強制的に取り立てを行うということはないですか。</p>
事務局	<p>民事債権になれば、裁判という手法もありますが、国保料は公債権ですので、裁判という手法を取らなくても、強制力を持つ差押えなどを実施できることとなります。</p>
委員	<p>収納率の87.31%というのは、同規模の都市からするとどういふ評価になりますか。</p>
事務局	<p>松江市などでは90%を超えるような収納率となっており、87.31%という数字は高いという認識はありません。名古屋市でも90%を超えており、更に努力して収納率を向上させ、公平性の確保につなげていきたいと考えています。</p>
会長	<p>続いて、「平成24年度鳥取市国民健康保険事業の状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料2に基づき説明)</p>
委員	<p>ただいまの説明について、質問や意見があればお願いします。</p> <p>平成24年度の予算では、前年度の決算から5.4%の伸びで編成されており、例年に比べて伸び率が大きいように思います。しかし、保険給付費については、平成24年度は前年度決算とそう変わらない予算額ですが、その他の項目が伸びるのでしょうか。</p>

発言者	発言内容(要旨)
事務局	<p>平成24年度の予算は、本年の1月の段階で想定して作成したものです。例年、実績に基づく補正予算で対応させていただいており、実績に基づいて変化していきます。</p>
委員	<p>平成24年度の保険給付費については、平成23年度の決算額に平成22年度から平成23年度にかけての伸び率をかけると、本年度は128億円ほどとなり、予算よりももっと伸びることとなります。また、後期高齢者支援金や介護納付金も伸びています。予算は、これらの要素を一つずつ積み重ねて作成しているところです。</p>
事務局	<p>レセプトデータを統計などに使うことは問題ないと思いますが、個人に使うことは法的な問題を生じないでしょうか。歯科の場合は、使えないこととなっているのですが。</p>
事務局	<p>保険者が保健事業の活動にレセプトデータを活用することは、国からも推奨されているところであり、問題はありません。</p>
委員	<p>被用者保険の立場からですが、前期高齢者交付金については多くを被用者保険で負担をしているところです。被用者保険も厳しい財政状況の中で保険料の引上げを行っているということを、ご認識いただければと思います。</p>
会長	<p>続いて、「鳥取市国民健康保険特定健康診査実施計画（第2期）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料3に基づき説明)</p>
事務局	<p>ただいまの説明について、質問や意見があればお願いします。</p>
事務局	<p>加算・減算制度については、第2期に向けてもあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>加算・減算については、法で定められているものであり、継続する方向で議論が進んでいるようです。実際には、特定健診又は特定保健指導を全く実施していない保険者を対象として加算するようで、率としては0.23%が想定されています。</p>
委員	<p>目標としてはかなり高い数字が設定されていると思いますが、全体を対象とした啓発活動等が入ってくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>国の取りまとめの中では、広報活動や未受診者に対する呼びかけについて、進めていくことが記載されています。</p>
事務局	<p>鳥取市としては、今までもポスターの掲示や未受診者に対する勧奨はがきの送付など様々な方策を行ってきたところです。</p>
委員	<p>看護師が保健指導を行うことが認められていますが、看護師は不足していると聞いています。啓発に加えて、看護師不足を解消し、体制を整えるため、市として民間の医療機関を支援することなども検討すべきだと考えます。</p>
委員	<p>地域社会全体で盛り上げる必要があると思います。健康づくり推進員や食生活改善推進員の皆さんとも協力して盛り上げることは考えていませんか。</p>
事務局	<p>地域の中で広めることは大切だと考えています。健康づくり推進員の皆さんの会合などでも説明やお願いをさせていただいているところであり、これからも進めていきたいと考えています。</p>

発言者	発言内容(要旨)
委員	<p>国のとりまとめの中で加算制度について強い反対があったと記述してありますが、その議論の経過などは分かりますか。</p>
事務局	<p>国のとりまとめは、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に様々な立場で参加した委員の方々が発言したものが記載されています。加算・減算制度について、反対の発言された方々は保険者の立場で参加された委員だと承知しています。</p>
委員	<p>特定保健指導の手法について、面接などの要件が緩和されていけば、鳥取市としても工夫ができるのではないかと思います。例えば食生活改善推進員の会やスポーツイベントに参加される方などをポイントに入るようにできればと思うのですが。</p>
事務局	<p>今のところ、取りまとめの中で地域的な活動の中での取り組みをポイントにするなどの視点は入っていないようです。ただ、「特定保健指導を行う者が初回から6か月後の評価者まで同じ人であることが必要」などの要件は緩和され、柔軟に対応できるようなので、しっかり反映させていきたいと考えています。</p>
委員	<p>グラウンドゴルフなどの町区ごとの単位での取り組みを活用するなど、健康づくり委員会の皆さんから具体的な案を出していただいて、取り組んでいくことも必要だと思います。</p>
会長	<p>最後の議題ですが、「国保財政運営の都道府県単位化について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料4に基づき説明)</p>
委員長	<p>ただいまの説明について、質問や意見があればお願いします。</p>
委員	<p>自治体によっては、かなりの負担も出てくるところもあり、大変だなという印象を持ちます。</p>
委員長	<p>その他ですが、委員の皆さんの方で何かありますか。</p>
事務局	<p>23年度に一般会計からの法定外の繰入れに関する予算がありました。この取り扱いについてはどうなりますか。</p>
事務局	<p>法定外繰入れについては、赤字が発生した場合にその1/2について実施することになっています。23年度については赤字が発生せず、繰入れを行っていませんので、そのまま一般会計に残ることになります。</p>
委員	<p>これからも、厳しい状況は想定されるので、余った分は、今後法定外繰入れが必要になったような場合に融通していただけないかと思えます。</p>
事務局	<p>22年度はルール以上に一般会計から繰入れてもらっているため、23年度の黒字から一般会計に返すのが本来の形なのですが、今後、県への貸付金の返還も始まりますので、黒字分を国保会計内に留保させてもらうように協議したいと考えているところです。</p>
会長	<p>他に何かありますかでしょうか。</p>
委員長	<p>ないようですので、これをもちまして平成24年度第1回の運営協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。</p>

閉会 午後3時20分